

令和6年度
広域農業基盤整備管理調査
八戸平原地区用水路施設機能調査業務

特別仕様書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

広域農業基盤整備管理調査八戸平原地区用水路施設機能調査業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、国営八戸平原地区総合農地開発事業で造成された幹線用水路の機能(漏水)調査を行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務の施設位置は、青森県八戸市南郷大字大森地内他で別添位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第1-4条

本業務の業務概要は、次のとおりである。

施設機能判定	1式
診断調査	1式

(土地への立入り等)

第1-5条

作業実施のための土地への立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地を踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-6条

(1) 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。

(2) 第三者照査の企業に要求される資格

- 1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- 2) 東北農政局において、令和5・6年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- 3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できる者であること。
- 5) 中立的、公平な立場で照査が可能なる者であること。なお、第三者照査を実施する者は受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

②人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

(3) 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- 1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

(4) 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

(5) 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況（写真撮影を含む）については、その都度監督職員に報告しなければならない。

(6) 報告書原稿作成段階時打合せへの立ち会い

特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

(7) 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

(8) 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第 41 条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものでない。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

第 1-7 条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備 等

（一般事項）

第 1-8 条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進歩を図るものと

する。

(2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。

(3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-9条

(1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は、次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木、農業-農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	

(2) 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う作業の実施に際して現場に常駐するとともに、管理技術者は、監督職員と事前打合せの上で、屋外作業期間中、毎日、東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に署名し作業内容を記録するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第1-10条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-11条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1-12条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書を優先して適用するものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名称	発行所	制定(改定)年月
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「パイプライン」	農林水産省農村振興局	令和3年6月
2	農業水利施設の機能保全の手引き	食料・農業・農村政策審議会 農業農村整備部会 技術小委員会	令和5年10月
3	農業水利施設の機能保全の手引き 「パイプライン」	食料・農業・農村政策審議会 農業農村整備部会 技術小委員会	平成28年8月
4	農業水利施設長寿命化のための手引き	農林水産省農村振興局	平成28年11月
5	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【パイプライン編】(案)	農林水産省農村振興局	平成29年4月

(作業条件)

第2-2条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- (3) 調査対象施設のかんがい期間は次のとおりである。なお、診断調査はかんがい期に実施するものとするが、水張り試験については通水を一時停止して行うため、調査日程等の詳細について施設管理者及び監督職員と打合せするものとする。

施設名	かんがい期 (通水期間)	非かんがい期 (通水停止期間)	備考
世増揚水機場掛り	3月21日～10月15日	10月16日～翌3月20日	

- (4) 診断調査のため既設構造物内に立入る場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。
- (5) 診断調査の際、仮設及び応急的作業等が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
- (6) 本業務における交通誘導員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(対象施設)

第2-3条

本業務の対象施設の諸元等は、以下のとおりである。なお、詳細は別紙-1対象施設一覧表に示すとおりである。

用水路(パイプライン) 5条 $\Sigma L=15.8\text{km}$

(貸与資料等)

第2-4条

貸与資料は、次のとおりである。

分類	貸与資料	数量
設計関係	平成24年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 八戸平原地区管水路機能保全計画策定業務 報告書	1式
	令和3年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 八戸平原地区世増揚水機場他機能保全計画策定補足業務 報告書	1式
その他	国営総合農地開発事業 八戸平原地区事業誌	1式
	国営八戸平原開拓建設事業 事業成績書	1式

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(貸与資料の取扱い)

第2-5条

第2-4条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、下表のとおりである。なお、詳細は別紙-2作業項目内訳表及び別紙-3現地調査等作業一覧表に示すとおりである。

(1) 施設機能判定

作業項目	数量	備考
1. 業務準備	1式	
2. 事前調査	1式	
3. 点検取りまとめ	1式	

(2) 診断調査

作業項目	数量	備考
1. 水張り試験	1式	

(現地作業内容)

第3-2条

診断調査は、別紙-3現地調査等作業一覧表の通り計画している。なお、詳細は次のとおりである。

(1) 水張り試験

調査対象施設の水張り試験を行い、パイプライン全体の漏水量の把握及び漏水発生区間を特定する。なお、漏水有無の判断は、調査対象区間充水完了から24時間経過後の吐水槽又は調圧水槽の水位変化量及び試験区間地表踏査により行うものとする。

(2) 管体試掘調査及び管体復旧工

管体試掘調査及び管体復旧工は計画していないが、漏水の状況により実施する場合があるため、事象が確認された場合は速やかに監督職員と協議するものとする。

(作業の留意点)

第3-3条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 業務の実施にあたっては、監督職員及び施設管理者との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。特に施設管理者からの聞き取りが必要な場合は、事前に監督職員へ連絡することとする。
- (2) 現地調査においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。
- (3) 現地調査及び診断調査において、施設が著しく機能低下していると判断される場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。
- (4) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (5) 第2-4条及び共通仕様書に示す貸与資料、参考図書や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (6) 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。
 - ・「工事工種の体系化」は、http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回	作業着手の段階
第2回	中間打合せ（診断調査計画作成段階）
第3回	中間打合せ（診断調査結果整理段階）
最終回	報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部
- (2) 成果物の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県弘前市大字新寺町149-2

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合
- (2) 第2-3条に示す「対象施設」に変更が生じた場合
- (3) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (4) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (5) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (6) 漏水地点の管体試掘調査及び管体復旧工が必要となった場合
- (7) 履行期間の変更が生じた場合
- (8) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合
- (9) その他

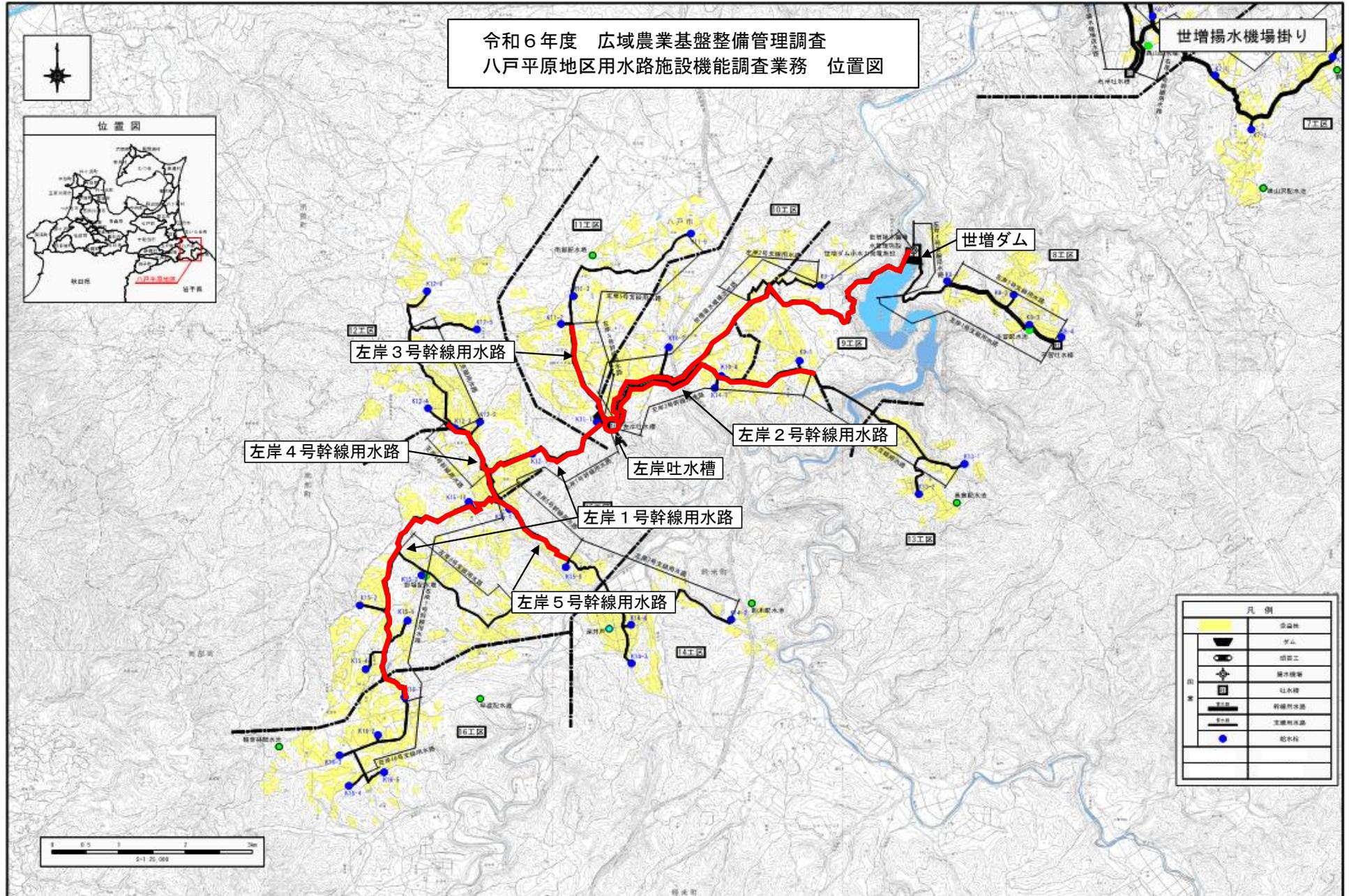
第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和6年度 広域農業基盤整備管理調査
八戸平原地区用水路施設機能調査業務 位置図



別紙－1 対象施設一覧表

施設名称・対象構造物	施設延長（規模）		備考
	構造物の規格規模等	数量	
左岸1号幹線用水路			
パイプライン	DCIPφ600～350、制水弁工3箇所、空気弁工21箇所、排泥弁工8箇所	L=7.5km	
左岸2号幹線用水路			
パイプライン	DCIPφ400～250、VPφ300～250、制水弁工4箇所、空気弁工8箇所、排泥弁工3箇所	L=3.8km	
左岸3号幹線用水路			
パイプライン	VPφ250～100、VUφ300～125、制水弁工3箇所、空気弁工4箇所、排泥弁工2箇所、調圧水槽1箇所	L=1.9km	
左岸4号幹線用水路			
パイプライン	DCIPφ250、VPφ250～100、VUφ150、制水弁工2箇所、空気弁工5箇所、排泥弁工3箇所、調圧水槽1箇所	L=1.1km	
左岸5号幹線用水路			
パイプライン	DCIPφ300～250、VPφ300～250、制水弁工4箇所、空気弁工6箇所、排泥弁工2箇所、調圧水槽1箇所	L=1.5km	
合計		L=15.8km	

別紙－２ 作業項目内訳表

(1) 施設機能判定

作業項目	作業内容	作業実施
1. 業務準備	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。	○
2. 事前調査	施設完成時の設計図書及び施設管理記録等の収集・整理並びに施設管理者から聞き取り調査を行い、施設機能に関する課題、問題点を把握・整理する。	○
3. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

(2) 診断調査

作業項目	作業内容	作業実施
1. 水張り試験	対象施設（パイプライン）の水密性の確認及び漏水の可能性が高い区間を絞り込むため、既設制水弁を閉め切り、通水していない状況下で吐水槽及び調圧水槽の水位観察並びに充水区間の地表踏査を行う。 なお、制水弁の開閉作業は施設管理者（八戸平原土地改良区）が行う。	○

別紙－3 現地調査等作業一覧表

作業項目	規 格	作業条件	数量	備考
1. 水張り試験	パイプラインL=15.8km、漏水有無観察、地表踏査確認	充水状態	1 式	